

問い合わせ先

(EY India 駐在)

松田 博司・城市 武志・
小林 祐介・早坂 周子・
中原 孝博・本山 禎晃

(EY Japan 駐在)

ニラドリ・ナグ・黒田 景子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com
takeshi.joichi@in.ey.com
yusuke.kobayashi@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
nakahara.takahiro@in.ey.com
sadaaki.Motoyama@in.ey.com
naq.nldr@shinnihon.or.jp
kuroda-kk@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2015 年 11 月号

1. **【投資】EY's 2015 India attractiveness survey: Ready, set, grow**を公表
2. **【監査】内部統制ガイダンスノートでの主要な変更点**
3. **【税務】GSTのためのビジネスプロセスに関する報告書公表**
4. **【税務】移転価格調査手続きのガイダンスを改正**
5. **【税務】移転価格:複数年度のデータ利用とレンジ概念の導入**
6. **【為替】ECB政策の緩和-海外市場でのルピー建債券の発行**



EY

Building a better
working world

経済協力開発機構(OECD)が10月5日に税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクト最終レポートを公表しました。来年度のインド予算案における税制改正にどのような影響を及ぼすのか注目されます。本稿では、まず、弊所で毎年恒例の「India Attractiveness Survey」の結果を取り上げます。新興国経済の変調が目立つ中で、この調査結果は、なぜ今、インドかを浮き彫りにし、インドビジネスの今後の道しるべとなることでしょう。次に、内部統制やGST、移転価格調査に関するアップデートを取り上げました。ねじれ国会で制度改革のペースがスローダウン気味ですが、足もとでは今後求められるコンプライアンスが急速に明らかになりつつあります。

1. EY's 2015 India attractiveness survey: Ready, set, growを公表

本調査報告書稿では、外国直接投資(FDI)の傾向のハイライトや、投資先としての各地域の魅力度の調査が行われています。これは、28カ国のグローバル企業の505人の意思決定者による調査に基づいており、シニア政府高官やその他ビジネスリーダーの見識も交えています。

インドの経済ファンダメンタルズは、この一年で著しく強化され、近い将来、世界最速で成長する経済大国となる見込みです。新政府は世界の関心を引きつけ、投資環境を改善させてきました。主要投資家の32%は、他の新興国市場の中でもインドが今年最も魅力的な直接投資先であると評価しました。上位三位の投資先の中でインドは大多数の60%を占めています。現在進行中のビジネスし易さのための改革やのFDI規制の緩和等と合わせて、新しいイニシアティブ – *Make in India , Digital India and 100 Smart Cities* – は投資家に新たな投資機会を提供しています。

2014年には、FDI資本流入額が250億ドルと32%増加し、2年間の低迷から抜け出しました。製造業がFDI資本流入額の最高の46%を占める中で、サービス業の成長も見られます。さらに、2015年の上半期では直接投資先としてインドが世界でNo.1となりました。308億ドルのFDI資本流入で、インドは他の市場を追い抜いて、前年の同時期の5位から首位へ一気に駆け上がりました。

ほとんどの投資家は、インドの議論の余地のない圧倒的なポテンシャルを確信しており、事業の投資・拡大をしたいと感じています。長年在住するグローバル企業のインド駐在CEOの方々は、長期に渡ってこの市場に臨むことの重要性を強調しています。いくつかの企業は、事業のグローバル&リージョナルハブとしてインドを発展させることを含め、既に大型の投資をしています。

これらの様々な投資家の視点にご関心がございましたら、こちら[website](#) ウェブサイトにアクセスの上、動画や関連内容をご覧ください。

「インドは2015年に世界最速で成長する経済大国となる見込みである」と、2015年度における *India Attractiveness survey* で報告しています。経済ファンダメンタルズは引き続き強固で、世界の関心を着実に引き付けております。改革に前向きな政権が国民から付託され、様々なイニシアチブである、*Make in India , Digital India and 100 Smart Cities* がさらに楽観的な見方をより一層高めています。

インドの魅力をけん引している主な要因

1. 外国直接投資先として世界で No. 1
2. 最も魅力的な市場としてのインド
3. 製造業が投資をリードする
4. メーク・イン・インディア – 製造業において特に認識されている
5. 投資家は外国直接投資規制やビジネスのし易さの改善を強調
6. 2020年のインド: 将来有望な見通し

インドの投資環境を改善するために政府に求められるアクション・プラン	インドにおける存在価値を高めるために事業者求められるアクション・プラン
<ul style="list-style-type: none"> ▶ インフラの整備 ▶ 規制緩和と透明性を高めること ▶ 税制の簡素化 ▶ 経済再生の実行 ▶ 労働法の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インドの独特な投資環境と市場力学を理解すること ▶ 各産業で外国企業に与えられた選択肢を評価すること ▶ インド進出戦略における代替案を評価すること ▶ 税制改正への準備

2. 財務報告にかかる内部統制ガイダンスノートでの主要な変更点

主要な変更点

A. 連結財務諸表の内部統制についても監査人の意見表明が必要に

ガイダンスノート修正版は、持ち株会社の財務諸表の作成、採用、監査に適用される新会社法の規定は連結財務諸表にも適用されるとする新会社法129条(4)に言及しています。上記条文を考慮し、この規定は新会社法の143条(3)(i)に基づき、連結財務諸表の場合、財務諸表にかかる内部統制の適切性や運用上の有効性について報告にも適用されるとガイダンスノートで推定しています。

上記に関する主要項目の要約は以下の通りです。

- 1) **対象**-連結財務諸表における意見表明義務は、新会社法に基づいて登記された会社である場合のみ、それぞれの構成要素(被連結会社)に適用されるものと、ガイダンスノートでは、明確に言及しています。
 - **影響**: 海外の被連結会社は、新会社法の規定の支配を受けないため、143条に基づく所見表明義務は課されないものとみなされる
- 2) **意見表明の基礎**-親会社の監査人は、各被連結会社の監査報告書を基礎に、連結財務諸表について意見表明を行います。
 - **影響**: 親会社の監査人が連結財務諸表について所見表明できるよう、各被連結会社の監査人は各会社の監査手続きを完了させ、親会社に提出しなければならない。
- 3) **考慮事項**-親会社の監査人は、143条(3)(i)に基づく報告を行う際、監査基準及びガイダンスノートに規定されているように、重要性の概念を適用し、職業専門家としての高度な判断を下さなければなりません。
 - **影響**: 被連結会社の財務報告にかかる内部統制を検討する際に、親会社の監査人と重要性の基準値について議論する必要がある
- 4) **追加の統制**-連結財務諸表も対象となることを考慮し、ガイダンスノートでは、以下のような追加の期末統制/活動を検討することを勧奨しています。
 - 連結プロセスの一部を構成する子会社、関連会社、ジョイントベンチャーの識別
 - 相殺消去すべき会社間取引の識別及びその取引における未実現利益の消去
 - 少数株主持分の識別及び定量化
 - 被連結会社の会計方針の一貫性の確保
 - 被連結会社の勘定科目の分類の一貫性の確保
 - 年次/四半期財務諸表へのリカーリング/ノン・リカーリング調整仕訳
 - 連結財務諸表における適切な開示の確保

必要なアクション

- ▶ 連結財務諸表の対象となる会社(子会社、関連会社、共同支配会社)の識別
- ▶ 財務報告にかかる内部統制の整備状況を示す文書化及びマネジメントによる被連結会社全ての統制テストの計画
- ▶ 各被連結会社の監査手続きのタイミングは、親会社の監査人へのこれらの報告(143条に基づく監査報告書と合わせて)に間に合うよう、連携をとる必要
- ▶ 被連結会社に適用されるべき重要性の基準値について監査人と議論する必要
- ▶ 連結に関連する特別な統制も対象とし、親会社の財務報告にかかる内部統制の文書化の向上を図る必要

B. 非上場会社における財務報告にかかる内部統制の適用について明確化

新ガイダンスノートは、現行法制に基づいて推定し、新会社法で定義される「小会社」や「一人会社」を含む非上場会社にも適用されることを明確化しました。従い、「小会社」や「一人会社」のマネジメントも財務報告にかかる内部統制のフレームワークを定義する必要があります。

C. 他の変更点

上記の主要な変更点に加えて、ガイダンスノートでは以下のような変更が行われています。

- ▶ 「内部財務統制」という用語が、範囲を明確にする「財務報告にかかる内部統制」という用語に変更
- ▶ 財務報告にかかる内部統制の定義が修正され、主要な役員、主要な財務担当役員、あるいは類似の機能を遂行する人及び取締役会のアカウントビリティが明記
- ▶ COCO や COSO 等の国際的なフレームワークへの参照は削除された。また、財務報告にかかる内部統制の「フレームワーク」ではなく、「基準(例えば、インドの監査基準 SA 315〈会社及び会社を取り巻く環境を理解することにより重大な虚偽記載のリスクの識別及び評価〉の観点)を参照することとされている。

財務報告に係る内部統制の監査

新会社法は法定監査人に多くの報告義務を導入しました。そのひとつが、法143条(3)(i)に基づくもので、会社が適切な内部統制システムを有しているか、そしてその統制が有効に機能しているかについて、監査報告書の中で意見表明することを法定監査人に求めています。

取締役の責任

- ▶ 取締役会報告書において、財務報告に係る内部統制の妥当性について詳細を述べる必要がある。

監査人の責任

- ▶ 監査報告書において、会社に適切な内部統制が整備され、その統制が有効に運用されているかどうかを述べる必要がある。

内部統制評価の進め方

典型的な内部統制評価のフローは以下のようになっており、年次で行う必要があります。

評価範囲の
決定

デザインの評
価

デザインと実
務のギャップ
の解消

運用状況の
評価

全体的な評
価と報告

3. GST のためのビジネスプロセスに関する報告書公表

州政府財務大臣審議委員会により組織された合同委員会は、GSTのためのビジネスプロセスに関する報告書をまとめ、2015年10月6日、財務大臣により公表されました。この報告書では、GST体系下での登記、納付、還付プロセスについて適切な勧告を行っています。続いて、10月20日に、GST申告に関する報告書が公表されました。

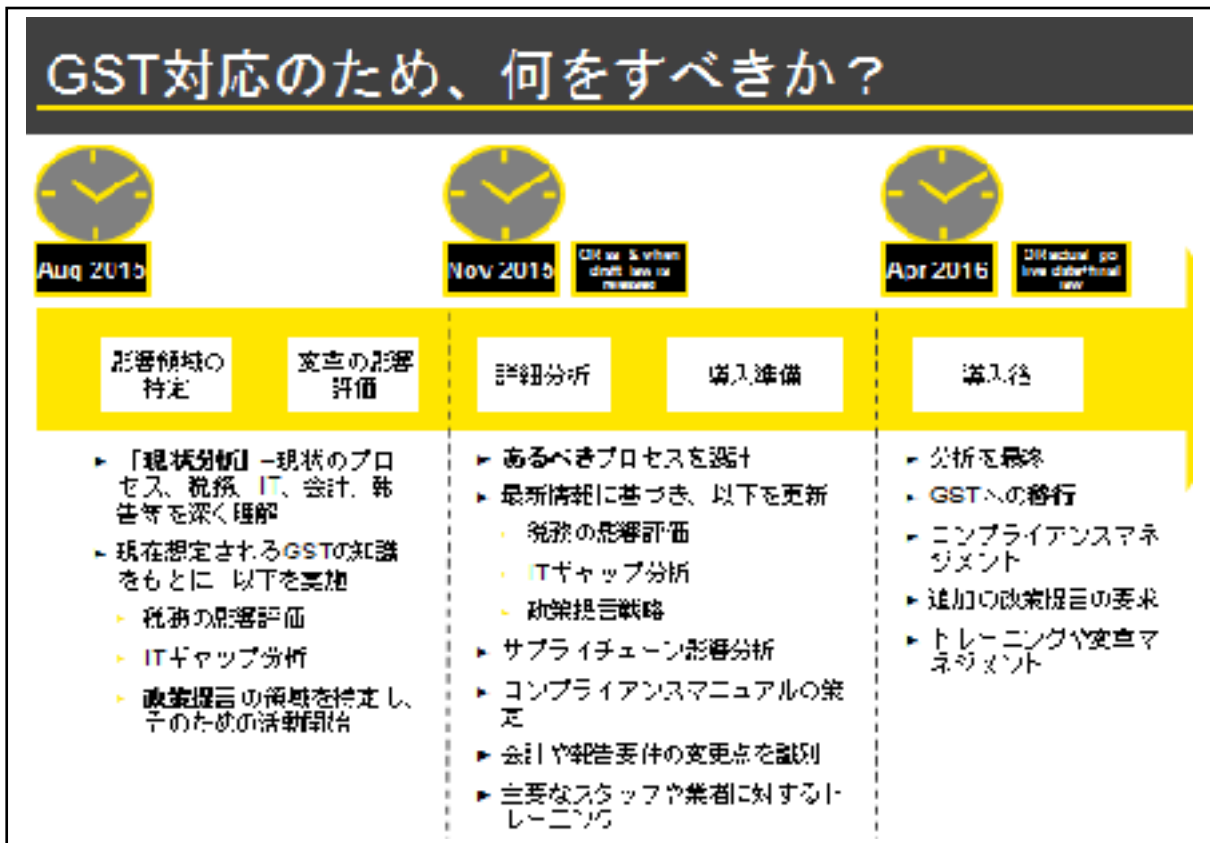
この報告書は合同委員会で勧告されているような変更点の提案について詳細説明がなされており、またGSTの下、様々な手続きのためのフォームも規定されています。また、申告に関する報告書では、申告にまつわる納税者の義務、期間、プロセスからなるGST申告にかかる特徴を明確に説明しています。様々な納税者が届け出るべき申告書のフォーマットも付属資料として提供されています。中でも、内外のサプライヤーや、二つの申告書に基づく合同申告のため別途異なる申告書が規定されています。

これらの報告書はステークホルダーに働きかけ、広くパブリックコメントを求めることを目指して公表されました。ビジネス報告書ドラフトに関するコメント/フィードバックは、税務当局のウェブサイト上で、11月6日に開設されるポータルサイト「MyGov.in」やディスカッションスレッド等を通じて行えるようになります。

合同委員会によるビジネスプロセス関連の報告書の公表は、GST導入へ向けての長いプロセスの中で政府によるはじめての歓迎すべき一歩といえます。

報告書で示されたコンプライアンスプロセスにかかる各種提案は税務行政やビジネスのしやすさを大きく改善することになるでしょう。

現行の税務体系下でコンプライアンス上、納税者が直面する全ての懸念や困難に、政府に確実に対処してもらうためにも、全てのステークホルダーはドラフトの提案にフィードバックを提供する機会をぜひご利用されることをお勧めします。



4. インド税務当局は、移転価格調査手続きのガイダンスを改正およびアップデート

本稿は、直接税中央委員会(CBDT)は、2015年10月16日付の指針「No.15/2015」を要約したものです。これは、税務調査官(AO)が国外関連取引にかかる移転価格調査事案を選定する際のガイダンスを提供するものです。

従来、CBDTは指針「No. 3/2003」で、国外関連取引額が5千万ルピーを超える場合、AOに移転価格調査官(TPO)に通知することを義務付けてきました。この基準額は後に1億5千万ルピーとなりました。しかしながら、金額基準での移転価格調査対象の選定が2014年9月付の指針「No. 6/2014」により撤廃され、通達で、とりわけ次の二つの基準に変更されることとなりました。

- 重要で再現性のある法令や事実関係に関する事案について上告中または判決が確定し、前年度に100万ルピー以上の所得増額更正処分を受けている
- 重要で再現性のある法令や事実関係に関する事案について上告中または判決が確定し、前年度に移転価格調査による1億ルピー以上の所得増額更正処分を受けている

従い、上記の指針により、必須の調査対象選定の基準を金額ベースからよりリスクベースのアプローチへ変更することを求めたものといえます。指針「No. 15/2015」はさらにこの点を重ねて強調したものであり、国外関連取引について金額基準での詳細な移転価格調査事案を選定するような要求はないことを規定しています。一般的に、AOからTPOへの通知は、納税者が申告した3CEBを基礎として、リスク要因に基づいて行われる必要があります。

さらに、下記のシナリオにおいて、AOが事案をTPOに通知する前に、「国外関連取引の独立企業間価格の決定に影響を与えている所得あるいは潜在的な所得がある」という心証を記録する責任はAOにあります。

- a. 納税者が移転価格証明を申告していなかったが、AOの注意を引く国外関連取引を行っていた
- b. 納税者が一つ以上の国外関連取引を移転価格証明で開示しておらず、そのような取引がAOの知るところとなった
- c. 納税者が国外関連取引を移転価格証明に開示していたが、例えば未回収の債権等のように、その取引は国外関連取引ではない、或いは納税者の所得に影響を与えていないという旨の限定意見が付された

CBDTにより発表された更新ガイダンスにより、移転価格調査対象選定はより明確になり、限られたリソースの中で費用対効果の高い対象に絞ることで、税務行政の質の向上が期待されています。また特にシニアのTPOが限られた複雑な事案を処理することを期待されていることを考えれば、調査手続きがより詳細で集中的なものとなるのが期待できます。

更新ガイダンスはAOが考慮すべきリスク要因を特定していません。従い、納税者は、インドで移転価格リスクを引き起こす典型的な要因に留意する必要があります。例えば、グループ内の役務提供や無形資産の使用に対する支払い、低率課税管轄区域にある関連企業との金額的重要性の高い取引、無形資産の譲渡取引、事業再編、赤字事業、巨額の広告/マーケティング/販売促進費用、過剰債務、限定的なリスクとみなされる企業等です。Form 3CEB(移転価格証明)の開示や報告も更新ガイダンスの観点から、調査対象選定の際、重要になってきます。

また、移転価格文書化及び国別報告書に関するOECDの税源委譲と利益移転(BEPS)プロジェクトの観点から更新ガイダンスを考慮しなければなりません。最終報告書で述べられているように、効果的なリスク識別や調査を行うことは、移転価格調査対象の適切な事案を選定し、最も重要な問題に焦点をあてるために、初期段階で重要になってきます。

5. 複数年度のデータ利用とレンジ概念の導入に関する移転価格規則の改正

CBDT は、2015 年 10 月 19 日付の通達 No.83/2015 で、インド移転価格規則(以下、改正規則)に改正を加えました。通達は、移転価格調査を行う際の、複数年度のデータ利用と独立企業化価格算定におけるレンジ概念の導入に関して、1962 年所得税規則を改正したものです。

改正規則は、独立企業間価格算定にあたり「レンジ概念」の導入と移転価格の比較可能性分析において複数年度のデータの利用を認めるものです。独立企業間価格算定における特定の場合にレンジ概念は適用され、比較対象会社の価格の 35%から 65%の範囲内にあることが求められます。納税者の取価格がこの範囲内であれば、独立企業間価格として認められます。取引価格がこのレンジ外であれば、中央値が独立企業間価格となります。レンジ概念の導入は、統計的手法なものなので、独立企業間価格の算定にあたり、分析の信頼性を高めることが期待されています。詳細はのリンク先をご覧ください。[Please click here](#)

6. 対外商業借入(ECB)政策 - 海外でのルピー建て債券の発行

2015 年 4 月 7 日に発表された 2015-16 年度における隔月に行われる第 1 回の金融政策声明で RBI は、対外商業借入(ECB)を行うことのできるインド企業が、海外市場でルピー建て債券を発行できるよう適切な規制上の枠組みの策定を提案しました。

枠組みの草案や政府との協議におけるコメントに基づいて、RBI は、2015 年 9 月 29 日付けで、A.P.通達第 17 号を発し、現存の ECB 政策を緩和し、インド企業が、海外市場でルピー建て債券を発行できるような枠組みを提供しました。

これは現在の経済やビジネス環境を考慮すると、RBI による歓迎すべき動向といえるでしょう。また、インド企業に価格や通貨リスクのない海外からの資金調達手段を提供し、さらにいいタイミングで経済に必要な流動性をもたらすことになるでしょう。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here.](#)

コメント

インドに進出する企業が最近増えつつあるせいか、様々なお問い合わせが寄せられます。新規進出企業においては、人的リソースの関係から業務機能の一部を外注する方針のところもあります。インドの税務環境は極めて複雑であり、また、2016年3月期から財務報告に係る内部統制への対応にも迫られます。私共ではACR (Accounting Compliance and Reporting)というサービスを展開しています。制度環境が急速に変化する中で、日常経理業務や親会社へのレポート業務など機能のうち、高度な知識と経験が必要な部分を外注するという選択も考慮の一つです。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。